

## Imagine Words by John Lennon

Imagine there's no heaven  
It's easy if you try  
No hell below us  
Above us only sky  
Imagine all the people  
Living for today....

Imagine there's no countries  
It isn't hard to do  
Nothing to kill or die for  
And no religion too  
Imagine all the people  
Living life in peace....

You may say I'm a dreamer  
But I'm not the only one  
I hope someday you'll join us  
And the world will be as one

Imagine no possessions  
I wonder if you can  
No need for greed or hunger  
A brotherhood of man  
Imagine all the people  
Sharing all the world....

You may say I'm a dreamer  
But I'm not the only one  
I hope someday you'll join us  
And the world will live as one

想像してごらん 天国なんてないんだと  
やってみれば かんたんだろ  
下に地獄もないんだ  
上にはただ空が広がっているだけ  
想像してごらん  
みんないまこの時を生きているのを...

想像してごらん 国境なんてないんだと  
おつかしくないだろ  
殺したり死んだりする理由もないんだ  
宗教もないんだ  
想像してごらん  
みんな平和に暮らしているのを...

僕のことを夢追い人だと思うかもしれない  
でも僕ひとりじゃないんだ  
君もいつの日か夢追い人になってくれ  
そうすれば 世界はひとつになる

想像してごらん 財産なんてないんだと  
君にできるかな  
欲張ったり飢えたりする必要もないんだ  
みんな兄弟なんだから  
想像してごらん  
みんなで世界を共有しているのを

僕のことを夢追い人だと思うかもしれない  
でも僕一人じゃないんだ  
君もいつの日か夢追い人になってくれ  
そうすれば 世界はひとつになる



## 特集：従業員の声に耳を傾けていますか？

増加の一途をたどる精神疾患。従業員一人ひとりの声にどのように耳を傾け、対応していくのか、大きな課題であると同時に、使用者としての責任でもあります。

**勤労者心の電話相談に 23,385 件**～労働者健康福祉機構  
2006.4～2007.3 に全国 20 箇所の労災病院に併設された勤労者予防医療センター等に寄せられた相談内容が発表されました。最も多い相談は「上司との人間関係」、その後に「同僚その他の人間関係」「職場環境」「仕事の量的負荷」「仕事の質的負荷」「いじめ」「評価」が続きました。

**精神疾患の労災認定基準も過渡的段階に**  
平成 11 年 9 月以降、精神疾患・自殺の労災認定請求件数は増加の一途をたどっています。認定基準自体が変更されていない中で認定数の急上昇は、現場における精神疾患の増加・深刻化を示しています。

今年 5 月 7 日には福岡高裁で、当時 48 歳の化学工業子会社に向出した男性が単身赴任で転勤後、未経験業務でうつ病を発症、自殺した事件につき、裁判長は一審福岡地裁判決を支持、「業務外」と主張する労基署側の控訴を棄却しました。高裁段階で過労自殺が労災認定されたのはトヨタ事件(平成 15 年名古屋高裁)に次いで 2 件目です。

いずれも労災の判断基準が争点となり、労基署側は自殺の原因は本人の「脆弱性にあった」と主張するものの、裁判長は平均的労働者と比べて「性格等に過剰な要因があった」と認めることはできないと指摘。

このような判例が増えると、精神疾患に対する労災認定基準そのものが変わることが予想され、精神疾患についても管理者責任が問われるケースが増えてくると思われます。

**うつ病等の精神障害による労災認定者数過去最多**  
仕事上のストレスや過労からうつ病などの精神障害になり労災認定を受けた人の数は、2006 年度に 205 人(前年度比 61.4%増)で過去最多となったことが、厚生労働省のまとめでわかりました。年代別では 30 代が全体の約 40%を占め、職種別では専門技術職(60 人)が最多。労災認定者のうちの過労自殺者(未遂含む)数も 66 人(前年度比 57.1%増)で過去最多でした。

**労災補償制度と民事訴訟との関係**  
労災補償制度による補償には精神的損害(慰謝料)や逸失利益などは含まれません。そのため、遺族が会社に過失があったと考える場合、行政訴訟(労災認定)とは別に民事訴訟を提起するケースが急増しています。

会社の過失とは「安全配慮義務違反」、つまり、社員に職場を起因とする発病や死亡の危険があるにもかかわらず、その危険性を回避するための措置を会社側が怠ったとする論拠です。

厚生労働省は、事業者には「健康管理に係る体制を整備するとともに、健康診断結果、産業医による職場巡視、時間外労働時間の状況等様々な情報から労働者の心身の健康状況及び職場の状況を把握するよう努め、労働者の健康状況に配慮して、職場環境の改善、積極的な健康づくり、労働時間管理を含む適切な作業管理等様々な措置を実施すること」を求めています。長時間労働の抑制のみならず、時短の中での成果の追求や各種ハラスメント等、諸々の精神的負荷に転じそうな問題に対して、全職員に教育と実践を徹底しなければならない時代となってきているようです。

特集：会社法施行実務はお休みさせていただきました。

## Report 「社内飲み会も業務」帰宅中の転落死を 労災認定 ～東京地裁平成 19 年 3 月 28 日

勤務先の会社内で開かれた飲み会に出席後、帰宅途中に地下鉄の駅の階段で転落死した建設会社部次長の男性について、妻が「通勤災害で労災にあたる」として、遺族補償などを不支給とした中央労働基準監督署(東京)の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は労災と認めました。

男性は 1999 年 12 月、東京都中央区の勤務先 2 階で開かれた会議の後、17 時ごろから 6 階で開かれた会合で缶ビール 3 本、紙コップ半分ほどのウイスキーを 3 杯飲み 22 時 15 分ごろに退社。約 10 分後、地下鉄日比谷線築地駅入り口の階段で約 18 段下の踊り場まで転落し、頭を強く打ち、病院に運ばれたが死亡しました。中央労基署は 2000 年、「通勤災害ではない」として不支給を決定していました。

労基署は「会合は業務ではない。飲酒量も相当あった」と主張しましたが、佐村裁判長は「酒類を伴う会合でも、男性にとっては懇親会と異なり、部下から意見や要望を聞く場出席は職務。飲酒は多量ではなく、酔いが事故原因とも言えない。降雨の影響で足元も滑りやすかった」と判断しました。

### 編集後記：

2005 年 1 月にこのニュースを発行するようになって以来初めて、6 月は事情により、お休みさせていただきました。皆様からたくさんのご心配・ご配慮を戴き、心から感謝申し上げます。

今年前半の表紙は日本の心～武将シリーズでお届けしましたが、後半は少し趣向を変えていきます。どうぞお楽しみに。

そんな第 1 弾はジョン・レノンのイマジン。ある意味、あまりにも有名な詩、曲ですが、今、こういう時代だからこそ、胸に響かせ、私たちの未来を思い描きたいと思い選びました。最近、「自由訳 イマジン」という本を戴きました。これは新井満さんという方が美しく分かりやすい日本語詩にまとめたもの。公式邦訳(表紙記載)より更に心身に沁みます。機会があればぜひお手にとってみてください。

『自由訳イマジン』ジョン・レノン&オノ・ヨーコ 新井満訳 朝日新聞社

## Topics ～ 日々流れる情報をスポットでお知らせ！

### 【雇用】

- 不法就労防止へ留学生の管理を厳格化 政府方針(7/2)
- 改正雇用対策法が成立 求人時の年齢制限を原則禁止(6/1)
- 完全失業率が 9 年ぶりに 3%台に(5/29)

### 【労働】

- 現金給与総額が 6 カ月連続で減少(7/3)
- 労働 3 法案の国会での成立を断念 政府・与党(6/28)
- 2055 年には人口の 4 割が 65 歳以上に 高齢社会白書(6/9)

### 【年金】

- 時効分の年金を 145 人に支給へ(7/20)
- 「地方版第三者委員会」が申立受付開始:初日は 382 件(7/18)
- 確定拠出年金の手続き忘れて「運用放棄」扱いが 8 万人(7/16)

### 【関連情報】

- 日本の「高齢化率」は 20.1%で世界最高(7/11)
- 派遣の天引き問題で業界を一斉指導へ 厚労省方針(7/7)
- 都道府県労働局への労働相談件数が過去最多に(5/26)

## Kadota office.com 2007. 6-7

#発行:2007 年 7 月 10 日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>